

大量保有報告書

変更報告書 No. 1

(法第27条の26第1項に基づく報告書)(法第27条の26第2項に基づく報告書)

受 付			
受付財務局	受付年	管轄財務局	番 号

関東財務局長殿

氏名又は名称 弁護士 木村庸五



報告義務発生日 平成15年6月30日

〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 JFEビル

住所又は本店所在地 森・濱田松本法律事務所

平成15年7月15日提出

第1 提出者に関する事項

1 発行会社

発行会社 の 名 称	新日本石油株式会社	会社コード	5001
上 場 証券取引所	※ ① 東京 ② 大阪 ③ 名古屋 ④ 福岡 ⑤ 札幌		
本店所在地	東京都港区西新橋 1-3-12		

頁 / 総 頁	1 / 2
提 出 者 及 び 共同保有者の総数	1 名
提 出 形 態	※ ① 連名 ② その他

2 提出者 (大量保有者)

※ ① 個人 ② 法人 (1 株式会社 2 有限会社 ③ その他 (海外パートナーシップ))		7	
フリガナ (カタカナ)	ブランドス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー		
氏 名 又 は 名 称	(Brandes Investment Partners, L.L.C.)		
フリガナ (カタカナ)	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 92191-9048 サンディエゴ、		
住所又は本店所在地	エル・カミノ・レアル 11988、500号室 (11988 El Camino Real, Suite 500, San Diego, CA92191-9048, U.S.A.)		
フリガナ (カタカナ)	旧 氏 名 又 は 名 称		
フリガナ (カタカナ)	旧住所又は本店所在地		
個 人	生年月日 年 月 日	(フリガナ)	
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	勤務先名称	
法 人	職 業	勤務先住所	
	設立年月日 1996年5月1日	(フリガナ)	代表者役職
	※ 1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	代表者氏名	グレン・カールソン (Glenn Carlson)
	事業内容		チーフ・コンプライアンス・オフィサー (Chief Compliance Officer)
事務上の連絡先及び担当者名	アメリカ合衆国登録投資顧問業者 森・濱田松本法律事務所 弁護士 木村庸五		
	電 話 番 号	03 (5220) 1843	

財務局 受付

発行会社の 会社コード	5001
----------------	------

頁 / 総頁	2 / 2
--------	-------

提出者（大量保有者）の 氏名又は名称	ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー (Brandes Investment Partners, L.L.C.)
-----------------------	---

3 保有目的

ポートフォリオ投資 発行者に対して支配を及ぼす意図のない顧客（多数）のため消極的投資のための購入

4 上記提出者の保有株券等の内訳

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券	株	株	67,967,357株
新株引受権証書	A 株		G 株
新株予約権証券	B 株		H 株
新株予約権付社債券	C 株		I 株
対象有価証券が「ドワント」	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計	M 株	N 株	O 67,967,357株
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
発行済株式総数 (2003年6月30日現在)			S 1,514,507,000株
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 67,967,357		上記提出者の 株券等保有割合 (Q / (R+S) × 100)
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		4.49%
			直前の報告書に記載 された株券等保有割合
			5.56%

5 当該株券等に関する担保契約等重要な契約

該当なし。

[訳 文]

委 任 状

2003年1月14日

ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー（「当社」）は、本書により、〒100-0005 日本国東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 NKK ビルに事務所を有する森・濱田松本法律事務所の弁護士である木村庸五氏、三宅章仁氏および橋本雅行氏の各々を証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づく各種報告書および同法第163条に基づく特定有価証券の売買報告書の作成およびかかる報告書写しの交付ならびに上記に関わる全ての事項に関し当社のために行為する代理人として任命する。

上記を証するため、本委任状は、ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シーの授権されている役員の署名を付すことにより、上記の日付で作成された。本委任状による授権は当社が事前に終了しない限り本日から1年後の応答日までに提出される報告書に関して効力を有するものとする。

ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー
を代理して

[署 名]

イアン・ローズ
顧問

原本を、上記のとおり正訳しました。

弁護士 木 村 庸 五



Power of Attorney

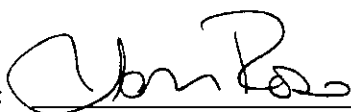
Date: January 14, 2003

We, Brandes Investment Partners, L.L.C. (the "Company"), hereby appoint each of Mr. Yogo Kimura, Mr. Akihito Miyake and Mr. Masayuki Hashimoto, attorneys-at-law of Mori Hamada & Matsumoto, with its office at NKK Building, 1-2, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005, Japan, jointly and severally as its true and lawful agent, with full power of substitution and revocation, to represent and act for and in the name, place and stead of the Company in Japan in connection with the preparation and filing of various reports and the delivery of copies thereof under Chapter 2-3 "Disclosure on Holding of Large Amount of shares, Etc." and Article 163 (Filing of Reports in connection with purchase and sale of specified securities) of the Securities and Exchange Law and any and all matters relating thereto.

In witness whereof, this power of attorney was made as of the above-mentioned date by the undersigned as the authorised officer of Brandes Investment Partners, L.L.C. The authorization by this power of attorney shall be valid for filings to be made from the date hereof to the first anniversary date unless terminated by us before the anniversary date.

Yours sincerely,

For and on behalf of
Brandes Investment Partners, L.L.C.

By: 
name: Ian N. Rose
title: Counsel